

税の散歩道

お得です…青色申告

毎日の取引を正確に帳簿に記帳・保存し、それに基づき正しく所得金額や所得税を計算して申告する制度です。

特典

- ・青色申告特別控除
- ・青色事業専従者給与
- ・純損失の繰越控除
- ・純損失の繰戻し

手続

●必要な帳簿を作成し「青色申告承認申請書」を申告しようとする年の3月15日まで（新たに事業を始めた方は開業した日から2か月以内）に税務署へ提出してください。

オンラインでらくらくe-Tax(国税電子申告・納税システム)

自宅のパソコンからインターネットを利用して申告・納税ができる制度です。

●電子申告で所得税の確定申告をする際、本人の電子署名と電子証明書を併せて送信した場合、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)を控除(平成19年分または平成20年分のいずれか1回)で済むようになります。

●平成19年分の所得税の電子申告から医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できるようになります。(平成20年1月から適用)
※事前に開始届出書の提出が必要。

◆問い合わせ

東金税務署個人課税部門
☎0475(52)3121
国税庁ホームページ
(http://www.nta.go.jp)

今月の納税

- 固定資産税 第4期
- 国民健康保険税 第5期

【納期限：11月30日(金)】
※口座振替納付の方は、残高の確認をお願いします。

◎土・日・祝日でも、役場と町民サービスセンター(サピア横芝店内)で納めることができます。

狩猟が解禁になります

11月15日から来年2月15日までの期間、狩猟が解禁となります。住民のみなさんも山林・原野に立ち入る時は、赤・オレンジなど目立つ色彩の服装の着用や、ボリュームをあげたラジオを携帯し、事故防止を心がけてください。

自治体職員による

国民年金保険料着服事件

横芝光町は該当なし

新聞やテレビなどで報道されました、市町村職員による国民年金保険料着服事件に関する調査が公表され、全国で90市区町村(101件)、約2億4,383万円の事案が判明しました。横芝光町においては、合併前の旧横芝町・旧光町とも、30年以上前まで遡って調査した結果、職員による着服事案は全く無かったことを確認しました。

◆問い合わせ

住民課 国民年金班
☎1214

動物を正しく飼いましょう

「動物による危害防止対策強化月間」



●動物には飼い主が判るよう名札などをつけましょう。犬には、登録鑑札と狂犬病予防注射済票を必ずつけなければなりません。

●犬の登録と狂犬病予防注射を必ず行ってください。予防注射を実施することで、国内に狂犬病が侵入した時のまん延を防ぐことができます。

●犬の放し飼いは禁止されています。犬を運動させる時は、犬を制止できるように短い引き綱で行いましょう。

●ねこは屋内で飼いましゅう。屋外で飼うと、近隣の方などに迷惑をかけたり交通事故や病気などの危険があります。

●飼い主がわからない犬やねこには、むやみにエサを与えないようにしましょう。

●サル・ヘビ・ワニなどの特定動物を飼う場合は、

あらかじめ保健所長の許可が必要です。また、動物が逃げ出すことのないよう施設の管理には十分注意を払ってください。逃げた場合には、直ちに保健所、警察へ通報してください。

●動物を飼えなくなった時は、新しい飼い主を探してください。動物を捨てることは、動物が不幸になるばかりか人への危害や自然環境に悪影響を及ぼす大問題となります。

以上違反した場合、法で義務づけられているものには罰金等が科せられることもあります。

◆問い合わせ 山武健康福祉センター(保健所)
☎0475(54)0611
動物愛護センター
☎0476(93)5711